

御殿場市の報徳～受け継がれる報徳思想～

第1章 二宮尊徳による御厨の救急仕法

●御厨地方について

御厨…意味の一つに「神饌（神に供える食物）を調理する所」というものがあり、これが転じて伊勢神宮への神饌を貢進する所領を指すようになった。

⇒10～11 世紀ごろに「大沼鮎沢御厨」という伊勢神宮の荘園が駿河国（現在の静岡県県央～東部）の東部に置かれ、周辺の地方名として「御厨」が使われるようになる。

↓

「御厨」は具体的な境界線を持たないが、おおむねかつての駿東郡（現小山町～沼津市）の北部、現在の御殿場市周辺が該当する地域にあたる。

⇒今回の講座では、江戸時代の駿東郡のうち小田原藩領にあたる地域（現小山町・御殿場市・裾野市の一部）を「御厨（地方）」として説明する。

●小田原藩領としての御厨地方

寛永元年（1624）、江戸幕府 3 代将軍徳川家光の弟忠長が駿河・遠江・甲斐・信濃（一部）を領有し、「駿府藩」が設置される一関東の入り口の防衛のため。

↓

寛永 9 年、忠長は狂乱を理由に幽閉され、駿府藩も取り潰しとなる。

⇒幕府は「小田原藩」を復活させて家光側近の稲葉正勝を配置し、関東防衛の任務を与える。

↓

翌年、正勝領有の上野国佐野（現栃木県佐野市）と御厨地方とが交換される。

⇒以降、慶応 4 年（1868）の静岡藩成立まで御厨地方は小田原藩領となる。

●二宮尊徳（金次郎）について

江戸時代後期の農政家。天明 7 年（1787）に栢山村（現神奈川県小田原市）の中流農家の長男として生まれる。少年時代に両親と財産を失うが、勤勉さと才覚で苦難を乗り越え文化 7 年（1810）に家を再興する。その能力は小田原藩主大久保忠真の知るところとなり、文政 4 年（1821）に同家の分家が治める下野国桜町領（現栃木県真岡市）の復興を命じられる。領民や役人らとの対立もあって桜町領の復興は苦心を極めたが、尊徳は領民に対する低利の貸付や働き場の創出など様々な手段をもって事業を進め、10 年後に復興を実現させた。「報徳仕法」と呼ばれる尊徳の手法は、やがて桜町領の成功を見た周辺にも広まっていく。小田原藩内でも報徳仕法を取り入れようとする動きが起こり、天保 8 年（1837）には天保の飢饉に苦しむ領民救済のために尊徳が呼び戻されている。しかし、忠真死去による藩体制の変化のため、小田原での報徳仕法は途中で終了した。

天保 13 年に江戸幕府の役人へ転じた尊徳は、日光神領（現栃木県日光市）の復興計画作成を命じられる。この際に尊徳は門弟らとこれまでの仕法の内容を整理して、全国各地で利用できる仕法のノウハウをまとめた「日光仕法雛形」を作り上げた。尊徳の指導による幕領の報徳仕法は弘化 4 年（1847）から北関東ではじまり、停止になっていた日光神領の復興についても嘉永 6 年（1853）から開始されることとなった。しかし、日光赴任の直後に尊徳は病に倒れ、安政 3 年（1856）に 70 歳で没した。

●御厨地方における救急仕法開始の経緯

天保の飢饉のさなかの天保8年2月、小田原藩は尊徳に領内での救急仕法の実施を命じる。
⇒尊徳は手始めに足柄上郡～下郡（現神奈川県西部）にかけての「城付地」から優先的に米・金の給付と貸付を行った。

↓

この間に、御厨地方からも同様の救済を行ってほしい旨の嘆願が小田原藩に提出される。
⇒しかし、藩主忠真が死の床にあり代替わりの可能性を考慮せねばならなかった江戸藩邸は嘆願に対応する余裕がなく、御厨地方の救済は棚上げとなってしまう。

↓

江戸藩邸からの指示がなく嘆願への対応に決断が下せない状況を在小田原の藩役人が尊徳に伝えたところ、尊徳は「飢えや渴きで民の命が失われようとしている急難の事態であるのだから、大小上下賢愚の差別なく各々が一つにまとまり、昼食も取らず昼夜働きづめで人々とともに飢えに苦しめば、藩の上から下まで誠意が伝わり、すぐに決断できるのではないか」と答えた（「大恐慌飢饉に付極難窮民撫育取扱手段帳」（『二宮尊徳全集』第15巻））。
⇒この出来事の直後に蔵米1000俵が尊徳に下付され、3月2日に御厨地方へ運び込まれた。

●御厨地方の救急仕法の内容

御厨地方＝駿東郡内の小田原藩領78ヶ村の救済の順番については、緊急事態かつ範囲が広大であったため、各地域の村々の集合体である「組合」から代表を集めてどの組合がもっとも困難に直面しているかを投票させ、投票数の多かった地域から着手することとなった。
⇒各組合内での救済順も、困窮の激しい村から始められるように投票で決められた。

↓

各村内では、暮らし向きに差し支えない約3割の家を「無難」とし、残りの6割強の家を多少の貯穀がある「中難」と皆無の「極難」に分けてそれぞれに食料や金銭が貸し付けられた。
⇒食料や金銭の返済は、無難の負担を大きく、極難の負担が最も軽くなるように調整された。

↓

4月下旬に小田原藩領内の村々への救急仕法は終了し、尊徳は拠点の桜町へ戻った。

第2章 小林平兵衛の報徳仕法

●竈新田の小林平兵衛

尊徳が去ったのち、御厨地方では有志を中心として仕法の継続が図られた…御殿場仕法

⇒その有志の一人に竈新田の小林平兵衛という人物が居た。

…平兵衛は安永8年（1779）に茱萸沢村名主の江藤家に生まれ、のちに竈新田の小林家に養子として入った。竈新田に移って以降は、組頭をはじめとする村役人の立場にあった。

↓

尊徳の救急仕法に感銘を受けた平兵衛は、自らの田畑を質入れして金銭を確保しそれを元手とする無利息の貸付事業を始めるなど、竈新田での報徳仕法の先頭に立って活躍した。

●尊徳の教えと「知足備金」

天保10年、平兵衛はほかの小田原藩領の有志とともに桜町に行き、尊徳の指導を受けた。

◇天保10年8月22日付二宮尊徳日記

「一 駿州御厨竈新田平兵衛、新橋村甚四郎忤甚兵衛、下総国岡田郡飯沼崎房村孫兵衛忤三太夫同道にて罷り越し候事」

⇒平兵衛は以降も複数回にわたり桜町に訪れ教えを受けている。尊徳の助手として働く場面もあり、日光仕法雛形の作成では実地調査や作図などに関わった。

↓
平兵衛が尊徳のもとに居た際に、竈新田の窮民を助けたいが家産に余裕がなく資金が足らずに困っている旨を相談したところ、以下のような助言をもらったとされる。

「ひとり富者のみ推譲安撫の道を行うを得るのみにあらず、貧者といえども足る事を知り誠心をもってこれを行う時は、小を積みて大を為す、なんぞ貧を憂えんや。たとえ些少の金といえども、これを別途に備え、あえて我有とせず、他を救恤するの資金とせば、歳月を経るにおよんで必ず培蓰し、世々積善の道を行うに余りあり。汝の家もまた求めずして永続の余慶あるべし。いやしくも足る事を知らざる時は、巨万の財を積むといえどもなんぞ国土人民に益あらん。富みて推譲の道を行わざるは、いたずらに奢侈に流れ、幾万の財といえども時あって浮雲の消散するがごとし」（竈小林家文書 338「知足備金積立取調之事」）

↓
たとえ貧乏であっても、わが身に足る程度を知った上でこつこつと金を貯め、誰かが困っているときに備えておけば、いずれ積善の行いをするにも余るほどの巨額となる…。

⇒天保 14 年 12 月、平兵衛は茱萸沢村の田んぼを元の所有者に売り渡した代金を家計に入れず、「極難困窮人救済のため」貯蓄することを決めた—「知足備金」のはじまり。

↓
平兵衛はその茱萸沢村の田んぼからの収入や貸出金の利息などを知足備金に蓄積しつつ、必要な時は「窮民夫食施米諸入用」や「棄小児養育料」として出資した。

●報徳仕法の伝道師たち

報徳仕法に触れた人々の一部は、その内容や思想を広める伝道者の役割を担うこともあった。

※安居院庄七

寛政元年（1789）に相模国大住郡蓑毛村（現神奈川県秦野市）に生まれ、のちに曾谷村十日市場（現秦野市）の米穀商に婿入りする。米相場に手を出して失敗した際に、桜町の二宮尊徳は低利で金を貸してくれるという話を聞いて天保 13 年（1842）に同地を訪ねる。金を借りられなかった庄七はしばらく同地で働き、尊徳や弟子たちの話を吸収していった

↓
帰郷した庄七は桜町での経験をもとに、仕入れた米を仕入れ値で売り、余った米俵・ぬか・くず米・縄を売って利益とする「元値商い」を考案して商売を立て直した。

⇒のちに庄七は店を離れ、伊勢・春日・八幡の三社への大燈籠の寄付・代参・太神楽の奉納や社会奉仕を行う「万人講」の活動に参加するようになる

↓
弘化 3 年（1846）、庄七は万人講普及のために下石田村（現静岡県浜松市）を訪れ、神谷与平治という人物と出会った。その際に与平治が村の窮乏を話題にしたところ、庄七は解決策として尊徳と報徳仕法について紹介した。

⇒与平治はじめ村内の有志達が報徳仕法に興味を持ち、「報徳連中」という組織が結成され、空き時間で縄・わらじ・ぞうりなどを作って売った金を積み立てていき、その金で困窮者に無利息の年賦貸付を行うといった活動を始めた。

↓
この下石田村の報徳連中をきっかけに、倉真村（現掛川市）、気賀宿（現浜松市）、森町（現森町）など遠江国（現在の静岡県県央～県西部）に報徳仕法が広まっていった。

平兵衛も同様に、自身と交流のあった伊勢原村（現神奈川県伊勢原市）加藤家、片岡村（現神奈川県平塚市）大澤家、原村（現静岡市清水区）柴田家などに自身の仕法の経験を伝える、

尊徳を紹介するといった役割を果たし、周辺に仕法を広めていった。
⇒平兵衛を通して報徳仕法に触れた人々が、のちにその子孫を助ける役割を担っていく。

第3章 平兵衛の遺志を継ぐ者とそれを助けた人々

●小林平兵衛の死と遺言

嘉永2年(1849)、平兵衛が没する(享年71歳)。

⇒平兵衛には娘が2人居たが既に他家に嫁いでいたため、養父の惣右衛門の子である佐七が後を継いだ(「知足備金積立取調之事」)。

↓

平兵衛は臨終に際して家内和順や節儉といった後々の当主たちが守るべき事柄を遺言し、その具体については「二宮先生報徳訓並御趣法」を見るようにと伝えた。

⇒あわせて、竈新田の周辺村の同志に対しても、のちの小林家の者が驕奢に流れないように気をかけてほしいと遺言している(『大日本帝国報徳』5号、6号)。

↓

その後、佐七の娘を妻とする平治郎が小林家の後を継ぐ。

⇒平治郎は先々代平兵衛の活動に感じ入るものがあり、その遺志を継ぎたいと願っていた。

●平治郎と尊徳

尊徳の弟子で平兵衛とも交流のあった片岡村大澤家の五男政吉は、縁談を経て相模国湯本村(現神奈川県箱根町)福住旅館の娘婿「福住九蔵」となり、旅館経営の傍らで周辺地域の報徳仕法の指導者として活躍していた。

⇒平兵衛と大澤家との縁から、平治郎は九蔵に対し、機会があれば自分も祖父と同様に尊徳の下で学びたいと伝える(『大日本帝国報徳』4号)。

↓

嘉永5年1月、尊徳は墓参などのために小田原藩領を訪れ箱根に一ヶ月ほど滞在した。

⇒九蔵はこの機会をとらえ、平治郎と尊徳との面会の場を用意する。

◇嘉永5年2月6日付二宮尊徳日記

「一 竈新田平兵衛孫平次郎、並中清水五左衛門昨夜より罷り出で居り、今日面会暫く理解申し聞かせ、帳面写し差し置き、五左衛門帰り平次郎逗留罷り在り候事」

…多忙を理由に面識のない来訪者を門前払いすることも少なくなかった当時の尊徳だが、面会の上に教諭を行うなど、「平兵衛孫」として丁寧な対応をしている。

↓

◇嘉永5年6月13日付二宮尊徳日記

「一 伊勢原加藤為蔵、駿州竈村平治郎罷り出で、為蔵儀は源太郎出奔の御詫び罷り出で候、平治郎儀は御手元へ二三年も修行仕り居りたき旨、嘆願罷り出で候事」

…大澤家と同様に平兵衛を通して尊徳の教諭を受けた伊勢原村加藤家の為蔵が、平治郎を伴って下野国の尊徳のもとを訪問、平治郎は尊徳に弟子入りを嘆願する。

↓

為蔵と平治郎はしばらく現地で仕法書類の閲覧や尊徳の手伝いを行っていた。

◇嘉永5年6月14日付二宮尊徳日記

「一 相州竈新田平次郎、伊勢原為蔵、郷宿民右衛門方へ止宿罷り在り、昼後より罷り出で、帳面書類拝見仕り候事」

⇒為蔵は23日に帰郷。以降、平治郎は弟子として巡検のお供やお使いなどを任されていく。

●平治郎の夭折と秀三郎の相続

平治郎は尊徳のもとで4年ほど学び、竈新田に帰って以降は平兵衛の知足備金を引き継いで資金の蓄積と救済事業の実施に力を注いだ。

↓

文久2年(1862)、平治郎は突如病に倒れ亡くなってしまう。

⇒跡継ぎである秀三郎はわずか11才であったため、他家から戻っていた佐七の子である宗平が秀三郎の成長まで家政を切り盛りすることとなった(「知足備金積立取調之事」)。

●秀三郎と尊徳の高弟たち

秀三郎が家督を継ぐまでの間も知足備金の取り組みは継続されており、明治15年時点でその蓄積額は6000円を超えていた(「知足備金積立取調之事」)。

⇒秀三郎は知足備金による救済事業を考えていたが、具体的な行動に移せずにいた。

↓

秀三郎の悩みを知った福住正兄(かつての九蔵)と掛川の岡田良一郎の二人の尊徳高弟は、同人を熱海で湯治をしていた兄弟子の富田高慶と引き合わせた。

◇明治17年3月28日付富田高慶日記

「一 岡田良一郎・福住・竈新田村小林秀三郎・二子村土屋正桔来る。」

◇明治17年4月2日付富田高慶日記

「一 岡田来ル。小林秀三郎来る。」

◇明治17年4月3日付富田高慶日記

「一 小林秀三郎・岡田良一郎来る。明朝出立帰村ノ由」

↓

自身が何をすべきかを問う秀三郎に対し、体調不良の富田は簡単な助言をするにとどめた。

⇒より深い内容を求めた秀三郎は、富田の回復を待って同人を訪ねることを決める。

●相馬の秀三郎

明治17年10月下旬、秀三郎は相馬郡石神村(現福島県南相馬市)の富田のもとを訪問し、半月ほど同地に滞在して報徳仕法について学んだ。

◇明治17年10月21日付富田高慶日記

「一 駿州竈新田村秀三郎午時来る。止宿。」

◇明治17年11月10日付富田高慶日記

「一 小林秀三郎祖父以来の志を継ぎ、村方引立の仕法取り行いたき志願につき、数日規則その他取調べ出来、今昼立にて出立帰国致し候事。」

↓

・秀三郎の熱意と持参した知足備金の帳簿を見た「二宮門人」(富田?)は、「まず助貸しと救助との二者を執り、もって村内の窮乏を補い貧富相和し、隣保相輔けるの実を挙げ、漸次隣里左右に推及せば、帰天の霊もまた始めて安んずべし」との助言を送った。

・尊徳の孫で富田とともに活動していた二宮尊親は、「尊徳実践の浄財善種金」として30円を秀三郎に提供した(いずれも「知足備金積立取調之事」)。

第4章 竈新田における報徳の「復活」

●知足備金の使い道

相馬から帰郷した秀三郎は、同地で得た助言の内容から「助貸」と「救助」の二つの事業を知足備金の使い道とすることを決める(竈小林家文書335「第三号規則(報徳金貸付)」)。

①助貸事業

- ・5ヶ年賦を基本とする貸付事業を行う。返済は毎年11月30日に行う。
- ・貸付を受ける者は村内の投票で決める。投票の対象となるのは、行いの良いもの、不慮の天災等で罹災したもの、財政難に苦しむもの、など。
- ・貸付金額は得票数によって異なり、最多得票者で40円を借り受けることができる。
- ・返済を完了したものは、その翌年に1ヶ年分の返済額をお礼金として貸付資金に加える。

②救助事業

- ・病気や生活難、災害などで困窮している人物に対し米穀を貸し付ける。
- ・貸付事業と同様に投票で対象を決める。
- ・米の貸与量は得票数によって異なり、最多得票者で4俵を借り受けることができる。

●福住正兄の協力

秀三郎が相馬に滞在していた期間中、富田の同志である大槻博吉は以下の内容の書簡を正兄あてに送っている（福住家文書290・291「福住正兄あて大槻博吉書簡」報徳博物館蔵）。

- ・秀三郎がやろうとしていることは「先師趣意に相叶い、曾祖父以来泉下の霊をも相休んじたき誠心」によるものであり、「両社長においても甚だ感心」されている。
- ・福住は「数年間先師御膝下に御親く、興国安民実地取扱の方法御塾得につき、御補助これ有り候はば、年来の御誠心いよいよ相立ち、秀三郎においてもいくばくの大幸と両社長においても希望」されている。
- ・そのため、正兄が「同村へ御出張のうえ、平兵衛以来の誠心かつ今度開業の云々一同へ御申し聞かせ、いよいよ感服の地に立ち到り候御説明」をしてほしい。
- ・「小林家一件については静岡県下岡田氏」も深く関わっているが、「小林氏同県下とは申しながら、数千里外遠隔の地ゆえ」、この一件については正兄にお願いしたい。

↓

明治18年4月、竈新田を訪れた正兄は、秀三郎とともに村中の人を集め、「報徳の大意」と小林家三代の功績を紹介するとともに、報徳仕法を参考とする「助貸」と「救助」の両事業について解説した。（『大日本帝国報徳』4号）。さらに正兄は「報徳社」という組織の結成を提案し、参加希望者は翌朝再度集まるように呼び掛けるとともに、その日の夜のうちに秀三郎ら有志と社則の内容を協議した。

⇒翌日に村内の75名が参加の意思を示し、秀三郎を社長とする竈報徳社が成立する。

●二つの報徳

①「助貸」と「救助」

明治18年4月、竈新田の人々による第一回の投票が行われた

（竈小林家文書346 「本業出精人選挙・極難者奇特者選挙取扱表 明治十八年四月」）。

- ・助貸事業…7人が選出され、一番札の人物の40円を筆頭に35円を1名、30円を5名の総額225円を貸与するとともに各人に鍬と鎌を褒美として贈与した。
 - ・救助事業…5人を選出し、米4俵を一番札に、以下3俵を1名、2俵を3名に貸与した。
- ⇒以降、助貸は明治38年までに総額4629円が、救助は明治41年までに米325俵（1255円80銭相当）が貸与された（小林家文書345「明治17～同41年まで助貸及米の書上げ」）。

②竈報徳社

竈新田には、かつて報徳仕法が行われて以来蓄積してきた「土台金」が140円33銭9厘あり、これが竈報徳社の開業資金となった（竈報徳社文書2「竈報徳社規則」）。

↓

電報徳社規則

- ・社員は節儉等で工面して「善種金」または「加入金」を社に納める。前者は返戻されず社費に用いられ、後者は各自の積立金や貸付資金として扱われる。
- ・貸付は3ヶ年賦を基本とし、皆済したものは「酬謝金」—お礼金として貸付額の100分の3を納める。これは「善種金」と同様の扱いとなる。

↓

以降、幾度かの規則改正を重ね、明治37年までに総額3424円の貸付が行われた。
⇒助貸と救助の活動が小林家の知足備金を資金源としているのに対し、電報徳社は村内の有志が相互に出資することで資金を確保しており、活動の住みわけがされている。

●活動の変化

明治時代後期～大正期に各地の報徳社の金融事業は停滞や破綻を迎えている。

⇒電新田の二つの活動もこのころに一度停止している。

↓

産業組合の諸事業（信用事業・購買事業ほか）や各種保険が近代社会に定着していき、金融に関する報徳社等の活動が侵食されていった。

⇒こうした変化を受けて、報徳にまつわる活動は社会貢献や教化活動へとシフトしていく。

…明治44年「小林知足財団」の成立—知足備金等の資産を財団化し、福祉・公益事業の助成金として用いる。 ⇒ 現在の御殿場市における報徳運動の源流の一つとなる。

まとめ

・御殿場市域をはじめとする「御厨地方」で報徳仕法や報徳社が起こるきっかけとなったのは、二宮尊徳の救急仕法による天保の飢饉からの救済。

・御厨地方の報徳仕法の中心人物の一人が電新田の小林平兵衛で、尊徳から直接教えを受けて窮民救済の方法として知足備金を設けた。

・志半ばで世を去った平兵衛の遺志を継いだのが小林平治郎で、尊徳自身や平兵衛を通して報徳仕法を知った人々が彼を援助した。

・平治郎を継いだ秀三郎が知足備金の使い道について悩んでいた際には、各地で活躍する尊徳の高弟たちが助言や支援を行った。

・各種のアドバイスを受けた秀三郎は、知足備金による貸付と救助の事業と、電報徳社による相互扶助の金融事業という、二つの事業を立ち上げた。

↓

二宮尊徳の報徳仕法を発端として、地元の有志と東北地方から東海地方にまたがる尊徳ゆかりの人々との協同で作上げられていったのが御厨地方の報徳運動。

●主要参考文献

御殿場市史編さん委員会編 『御殿場市史8 通史編上』 御殿場市役所 1981

八木繁樹 『増補改訂版 報徳運動一〇〇年のあゆみ』 龍溪書舎 1987

仁木良和 「小田原藩電新田村の報徳仕法について—小林平兵衛と相続講—」

（『立教経済学研究』第45号 第3号 1992）

早田旅人 『報徳仕法と近世社会』 東京堂出版 2014

松尾公就 『二宮尊徳の仕法と藩政改革』 勉誠出版 2015

大藤修 『二宮尊徳』 吉川弘文館 2015

高橋敏編 『地方人夷屋藤吉 大災害から復興した駿河御厨の近世』 敬文舎 2020